

旭火災予防協会規約

制 定 昭和 46 年 4 月 1 日

最近改訂 令和 7 年 4 月 25 日

第 1 章 名称及び事務所

(名 称)

第 1 条 この会の名称は、旭火災予防協会（以下「本会」という。）という。

(所在地)

第 2 条 本会の事務所は、会長が指定する所在地に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、会員相互の融和連絡を図り、防火思想の高揚喚起と消防設備の充実強化を図り、その属する防火対象物の火災予防と消防上必要な知識技術の総合的研究を行い、災害を防止して、事業の健全なる振興発展と公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業種目)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 都市防災思想の意識高揚に関すること。
- (2) 防火管理業務に必要な専門技術の習得に関すること。
- (3) 危険物、ガス類等の取り扱いに必要な専門技術の習得に関すること。
- (4) 防火管理技術の情報交換に関すること。
- (5) 自衛消防組織の育成指導及び支援に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に関すること。

第 3 章 組 織

(組 織)

第 5 条 本会の会員は、消防法に定められた防火管理者並びに危険物取扱者及び法令で指定する防火対象物の所有者・管理者・占有者、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(入退会)

第 5 条の 2 本会の入会及び退会は、会長の承認を必要とする。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 顧 問 | 若干名 |
| (4) 相談役 | 若干名 |
| (5) 常任理事 | 若干名 |
| (6) 理 事 | 若干名 |
| (7) 監 事 | 2 名 |
| (8) 事業推進理事 | 1 名 |

(会長の選任と職務)

第7条 会長は、理事会において選任し、総会の承認をもって決定する。

2 会長は、本会を代表し会務を統理する。

(副会長の選任と職務)

第8条 副会長は、理事会において選任し、総会の承認をもって決定する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(常任理事の選任と職務)

第9条 常任理事は、理事会において選任し、総会の承認をもって決定する。

2 常任理事は、会長及び副会長の職務を補佐する。

(理事の選任と職務)

第10条 理事は、総会に諮り、会員の中から互選し、本会の主要事業及び予算決算の審議に参画し、会務を決議する。

(監事の選任と職務)

第11条 監事は、理事会において会員の中から選任し、会務及び会計を監査する。

(事業推進理事の選任と職務)

第12条 事業推進理事は、旭消防署の予防係長の職にある者とする。

2 事業推進理事は、事務担当として、本会の事業を推進する。

(出納責任者)

第 13 条 本会に出納責任者を置き、出納責任者は、本会の予算、決算等経理事務の全般を統括する。

2 出納責任者は、副会長の互選により選任する。

(顧問及び相談役)

第 14 条 本会は、顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は会長がこれを委嘱し、理事会及び総会に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第 15 条 事務局として、書記及び会計各 1 名を置く。

2 書記は、消防署の予防主任の職にある者とし、上司の指揮を受けて会務に従事する。

3 会計は、出納責任者の指示を受けて会計事務に従事する。ただし、会計事務に必要な経費については本会が負担する。

(任期)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。

(1) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 役員の任期が満了又は任期中に辞任するときは、後任者の就任するまでの間職務を行うものとする。

(3) 書記は補職期間中を任期とする。

(役員、顧問及び相談役)

第 17 条 本会の役員並びに顧問、相談役はすべて名誉職とする。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 18 条 会議は総会、常任理事会及び理事会の 3 種類とする。

(会議の招集)

第 19 条 会議は会長が招集し、議長は会長とする。

なお、会長が必要と認めるときは、書面による会議に代えることができる。

(総 会)

第 20 条 総会は、年 1 回以上招集し、次の事項を議決する。ただし、必要に応

じ臨時に開催することができる。

- (1) 予算並びに事業計画
- (2) 決算並びに事業報告
- (3) 役員の改選に関する事。
- (4) その他、会長が特に必要と認めた事業

(常任理事会及び理事会)

第 21 条 常任理事会は、必要の都度開催し理事会及び総会に諮る議案又は重要事項を審議する。

2 理事会は、必要に応じ随時開催し次の事項を審議する。

- (1) 事業の計画及び実施に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する事。
- (3) 会則の改正に関する事。
- (4) その他必要な事。

第 22 条 総会は、理事会を持って替えることができる。

(議 決)

第 23 条 会議の議決は、出席者の過半数によってこれを決する。
なお、書面による議決についても同様とする。

第 5 章 会費及び会計

(会費及び会計)

第 24 条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。
会計事務にあつては、横浜市防火防災協会に委託する。

(会 費)

第 25 条 会費は、10,000 円以上とし、請求後に遅滞なく納入する。会計年度途中に入会した会員にあつては、その年度の会費納入は不要とする。

ただし、既納会費はその事由の如何を問わず、一切返戻しないものとする。

2 役員の会費は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 会 長、副会長 | 30,000 円 |
| (2) 常任理事、監事 | 20,000 円 |
| (3) 理 事 | 15,000 円 |

(会計年度)

第 26 条 本会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(規約の補充)

第 27 条 本会運営上又は、事業遂行上必要な事項は、理事会の承認を得て会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

本会は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

(改 正)

- 昭和 47 年 4 月 1 日
- 昭和 48 年 4 月 1 日
- 昭和 57 年 4 月 1 日
- 平成 元年 4 月 1 日
- 平成 4 年 4 月 1 日
- 平成 19 年 4 月 1 日
- 平成 23 年 4 月 27 日
- 平成 25 年 4 月 23 日
- 令和 2 年 5 月 20 日
- 令和 7 年 4 月 25 日